

(様式1)

新教総発第686号

令和8年2月24日

文部科学大臣 殿

新座市長 並木 傑

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

新座市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度～令和9年度（3年間）

(担当)

担当部署名：教育総務部教育総務課

住所：埼玉県新座市一丁目1番1号

電話：048-423-0969

E-mail：sisekan@city.niiza.lg.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

本市の学校施設の大半は昭和40年代から50年代にかけての人口増加に伴い建設され、既に築50年程度経過しております。そのため、老朽化が著しく、これに対する対策が急務となっているため、計画的な改修整備が求められております。  
老朽化した学校施設の改善を図るため、新座市立第四小学校、池田小学校及び東北小学校校舎の長寿命化改良事業を実施します。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

地球温暖化対策の推進及び環境教育への活用を図るため、新座市立第四小学校、池田小学校及び東北小学校に長寿命化改修事業と併せて太陽光発電設備を導入する。  
また、障害のある児童の学習環境等を改善するため、スロープやエレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化を実施します。

#### (5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		17 校
中学校		6 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	23 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	23 箇所
	学校武道場	6 箇所
	社会体育施設	1 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月26日
国土強靱化地域計画※2	有	令和4年3月22日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、庁内において目標の達成状況を評価するための指標を検討します。 また、計画期間終了後、作成した指標に基づき評価を行い、評価結果は教育委員会のホームページ等で公表します。</p>
---

